

## 第5章 今後の方針

幼年期における防火・防災教育を効率的かつ効果的に行うため、視聴覚教材の有効性について、検討が行われたところであり、今後、防火・防災教育における視聴覚教材を作成し、いつでも使用できるよう札幌市内の各幼稚園・保育所等に配備する予定である。

この視聴覚教材をさらに有効活用し、幼年期における防火・防災教育をどのように展開していくべきか、今後の方針について検討したい。

### 1 視聴覚教材と指導者向けマニュアルとの併用

視聴覚教材を子どもに見せるだけでも、火の恐ろしさや正しい使用方法を教えることはできるが、子どもに対する事前の動機づけや、見終わったあとの知識の確認を行うことにより、一層、効果的な防火・防災に係る知識の向上ができる。

火災予防の観点から、視聴前には、家庭で火をどのように使っているのか、また、家庭以外で火を使用しているところを知っているかなど、身の回りの「火」がどのように使われているかを確認する。その上で、火災が起きたらどうなるのか、また、どのように対応するのかということを子どもに想像させ、イメージ作りを行わせることにより、子どもが視聴覚教材を視聴するにあたり、興味を膨らませることができる。

また、視聴後には、火災の原因は何だったか、火災発生時の対応として、大人に知らせる、姿勢を低くして避難するなど、何をすればよいのかを復習することにより、子どもは効率的に覚えることができる。さらに、着衣に火が付いた時の対応を実際にやってみるといった体験を併せて行うことにより、頭だけでなく体で覚えることができるのである。

地震・風水害においても同様に、視聴前には



視聴覚教材とマニュアル



札幌市民防災センターでの  
地震体験

地震発生時や台風が来たらどうなるのか、また、どうすればよいのかということを想像させ、視聴後には幼稚園・保育所等の危険箇所をチェックするなど、日ごろからの備えを確認するとともに、正しい避難方法を復習ことにより、効率的な知識の向上を図ることができる。地震や風水害における対応は、実際に体験するという訳にはいかないことから、視聴後に例えば、札幌市民防災センターなどで、疑似体験を行うことにより、効果的な防災教育を行うことができる。

## 2 映像媒体の公開

作成された視聴覚教材を幼稚園・保育所等に配布するだけではなく、各種メディアを活用し、様々な場面で公開することにより、防火・防災知識の普及を図ることができると考えられる。

例えば、Y o u T u b e 等で公開し、インターネット環境下で誰でも閲覧できるようとする、札幌市公式ホームページで公開し、消防関連情報の閲覧者が視聴できるようすることにより、多くの人々に当該視聴覚教材の存在を知つてもらえるとともに、知識の普及を図ることができる。

また、公共の場において放映することも、効率的かつ効果的であると考えられる。街中の大型ビジョンで放映したり、交通機関に設けられた電子掲示板で放映することによって、不特定多数の人々が視聴することができる。まず、多くの人々に、視聴覚教材の存在を知つてもらい、見てもらうことが重要であると考える。

## 3 家庭への伝播

第3章において、「防火・防災教育は、行政、教育機関、家庭が三位一体となり、この三者がそれぞれの役割を担い、補完しあうことが重要」であるが、この観点から、防火・防災教育の基本単位は家庭であると言える。

まずは、家庭において、日常生活を通じた正しい火の取扱い方法を教え、万が一の火災や災害発生時の対応について、日ごろから会話をを行うことが、防火・防災教育の第一歩で



札幌市公式ホームページ

ある。子どもに対し、防火・防災教育を行うためには、防火・防災の話を家庭でできる環境を作ることが、何よりも大切なのである。

そのためには、幼稚園・保育所等で防火・防災教育を行う際、子どもに対し、「家に帰ったら、お父さん、お母さんと、今日勉強した火災や地震、台風について、お話ししようね」と声掛けを行い、帰宅後に子どもが家庭で話をする、そのことにより、子どもだけではなく、親に対しての防火・防災啓発を併せて行うことができる。このような、家庭での取組みがやがて社会全体へと広がって行き、防火・防災知識の普及へつながって行くのである。

行政、教育機関、家庭がそれぞれの役割を担い、社会全体で防火・防災教育を推進し、災害に強い安全・安心な街づくりを図ることができるのである。

## 【資料】

### 「幼年期における防火・防災教育検討会」について

札幌市消防局では、幼年期における防火・防災教育が抱える様々な課題を明らかにし、これら諸課題に対応するため、「幼年期における防火・防災教育検討会」を設置し、検討を行った。

この検討会は、災害に強い安全・安心なまちづくり「さっぽろ」の創造に向け、幼年期からの防火・防災教育のあり方を検討することにより、災害時に主体的に行動し、大人を支援できる地域の防火・防災の担い手となると子どもを育成し、地域の防火・防災力の向上を図ることを目的としている。

検討会は計3回にわたり実施され、幼児教育の第一線で活躍している幼稚園教諭や保育園保育士等、有識者の意見を取り入れ、活発な意見交換が行われた。

この検討会において効果的かつ効率的な防火・防災教育を行うために、

- 1 視聴覚教材の作成
- 2 指導者向け教育マニュアルの作成

以上の2点が有効であるという意見を受け、このことについて、検討が行われた。

## 「幼年期における防火・防災教育検討会」検討スケジュール

	検討会	視聴覚教材製作	マニュアル製作
8月			
9月	第1回検討会開催 (教育手法の検討)	契約事務開始	
10月		契約・製作開始	マニュアル案の作成
11月		↓	↓
12月	第2回検討会開催 (視聴覚教材・マニュアル の具体的な内容の検討)	試作品の完成 → 検討結果を反映	契約・製作開始
1月		↓	↓
2月	第3回検討会開催 (視聴覚教材・マニュアル の活用方法の検討) 検討結果報告	納品	納品
3月			

## 【参考】

### 幼年期における防火・防災教育検討会開催要綱

#### (目的)

第1条 災害に強い安全・安心なまちづくり「さっぽろ」の創造に向け、幼年期からの防火・防災教育のあり方を検討し、災害時に主体的に行動ができる子ども、大人を支援し、地域の防火・防災の担い手となると子どもを育成し、地域の防火・防災力の向上を図るため、「幼年期における防火・防災教育検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

#### (検討事項)

第2条 検討会は、幼年期における防火・防災教育に係る次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 効果的な幼年期における防火・防災教育を推進するための具体的方策に関するこ
- (2) その他幼年期における防火・防災教育に係る諸課題に関するこ

#### (検討会の構成)

第3条 検討会は、札幌市消防局予防部長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 検討会には、座長を置く。また、検討会には、座長の指名する座長代理者を置くこ  
ができる。
- 3 座長は、消防局予防部長とする。
- 4 座長は、学識経験者等を顧問として検討会に招聘し、意見を聴取する。

#### (任期)

第4条 構成員の任期は、委嘱した日から平成27年3月31日までとする。ただし、特  
に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

#### (事務局)

第5条 検討会の事務局は、札幌市消防局予防部予防課防火安全係に置く。

#### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年8月21日から実施する。

## 幼年期における防火・防災教育検討会委員

役 職	所 属	氏 名
座 長	消防局予防部長	佐 藤 賢 一
顧 問	札幌国際大学教授(スポーツ人間学部長)	藏 満 保 幸
顧 問	札幌市私立幼稚園連合会広報委員長(しろいし幼稚園園長)	太 田 真 理
顧 問	札幌市私立保育園連盟会長(札幌フ rawer 保育園園長)	坪 谷 哲 雄
委 員	北海道総務部危機対策局危機対策課防災グループ主幹	木 戸 正 典
委 員	札幌教育委員会学校教育部幼児教育センター担当課長	出 葉 充
委 員	消防局予防部予防課長	上 浦 綾 一